

樹林地バンク制度のページ

[2018年2月22日]

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます [シェア](#) [ツイート](#)

「生駒市樹林地バンク制度」について

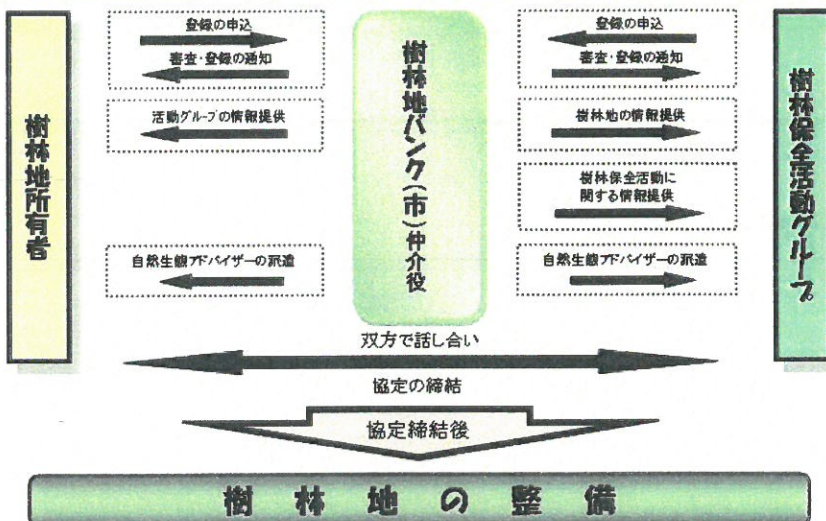
樹林地バンク制度とは、「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現のため、「市街化区域内の樹林地の所有者」と「樹林保全活動グループ」が「樹林地バンク」に登録し、市が仲介して双方を繋ぐことにより、まちなかに残る貴重な緑を保全し、身近な自然を将来にわたって育むことを目的としています。

登録いただく方

1. 貸してもよい又は手入れを希望する「樹林地の所有者」
2. 樹林の保全、育成、管理等に関心のある市民団体、企業、自治会、学校等

1の所有者と2のグループが樹林地バンクに登録し、市が仲介の役割をすることにより、双方が協議の上協定書を締結する。「樹林保全活動グループ」は、協定に基づき樹林保全活動を行う。

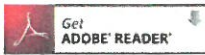
樹林地バンクのしくみ



- ・ 樹林地所有者
樹林地バンク(市)仲介役へ登録の申込を行う
- ・ 樹林保全活動グループ
樹林地バンク(市)仲介役へ登録の申込を行う
- ・ 樹林地バンク(市)仲介役
 - ・ 樹林地所有者、樹林保全グループへ審査・登録の通知を行う
 - ・ 樹林地所有者へ活動グループの情報提供を行う
 - ・ 樹林保全グループへ樹林地の情報提供、樹林保全活動に関する情報提供を行う
 - ・ 樹林地所有者、樹林保全グループへ自然生態アドバイザーを派遣する
- ・ 樹林地所有者と樹林保全グループが双方で話し合い、協定の締結をする
- ・ 協定締結後、樹林地の整備を行う

添付ファイル

- [生駒市樹林地バンク制度に関する要綱 \(ファイル名: 0103.pdf サイズ: 79.42KB\)](#)
- [樹林地バンク制度申請の流れ\(ファイル名: 0104.pdf サイズ: 69.26KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無償)してください。

対象となる樹林地

1. 市内の市街化区域(都市計画法第7条に規定)内にある民有の樹林地であること
2. 樹林地の所有者等の同意を得られていること

対象となる樹林地保全活動グループ

1. 目的に則した樹林地保全活動を行うグループであること
2. 組織として規約等の定めのあること
3. 活動の目的及び内容が非営利であること
4. 5人以上の構成員がいること

添付ファイル

[樹林地登録申請書\(ファイル名:shinsei-kyurinnchi.doc サイズ:38.00KB\)](#)

[樹林地保全活動グループ登録申請書\(ファイル名:shinsei-grpup.doc サイズ:35.00KB\)](#)



docファイルの閲覧には Microsoft社の Word Viewerが必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Microsoft社のサイトから Word Viewer をダウンロード(無償)してください。

登録樹林地

登録番号 27-S-01

添付ファイル

[27-S-01 \(ファイル名:27-S-01.pdf サイズ:424.62KB\)](#)

- 所在地
俵口町
- 面積
2,500平方メートル
- 所有者
個人
- 登録の理由
貸してもよい
手入れを必要としている
- 登録状況
協議成立


登録番号 23-S-02

添付ファイル

[23-S-02 \(ファイル名:23-S-02.pdf サイズ:194.14KB\)](#)

- 所在地
俵口町
- 面積
4,000平方メートル
- 所有者
法人
- 登録の理由・登録状況
協議成立により抹消

登録番号 23-S-01

 添付ファイル 23-S-01 (ファイル名: jurinchi-komyocho23-s-01.pdf サイズ: 398.78KB)

- 所在地
小明町
- 面積
2,200平方メートル
- 所有者
個人
- 登録の理由・登録状況
協議成立により抹消


登録樹林保全活動グループ

登録番号 27-G-02

 添付ファイル 27-G-02 (ファイル名: 27-G-02.pdf サイズ: 222.16KB)

- グループ名
いこま里山クラブ
- 設立年月日
H16年8月1日
- 現会員数
45人
- 登録状況
募集中

登録番号 27-G-01

 添付ファイル 27-G-01 (ファイル名: 27-G-01.pdf サイズ: 604.79KB)

- グループ名
グリーンボランティア「いこま宝の里」
- 設立年月日
H21年4月1日
- 現会員数
34人
- 登録状況
募集中

登録番号 24-G-01

 添付ファイル 24-G-01 (ファイル名: group-bunakkoclub.pdf サイズ: 115.39KB)

- グループ名
ブナッコクラブ
- 設立年月日
H22年10月

- ・ 現会員数
17人
- ・ 登録状況
募集中



お問い合わせ

生駒市都市整備部みどり公園課

電話: 0743-74-1111 内線(緑化景観係:585 公園管理係:587)

ファクス: 0743-74-9100

電話番号のかけ間違いに
ご注意ください!

 お問い合わせフォーム



Copyright (C) Ikoma City All Rights Reserved.

生駒市樹林地バンク制度に関する要綱

(目的)

第1条 生駒市緑の基本計画に掲げる“花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向け、樹林地の所有者と樹林保全活動グループを繋ぎ、樹林保全活動グループによる樹林(木本植物が密に生えている植物群落又は竹林をいう。以下同じ。)の保全を進め、もって市内の優良な樹林を次世代に引き継ぐことを目的とする。

(内容)

第2条 貸してもよい又は手入れを希望する樹林地の所有者と、樹林の保全、育成、管理等に
関心のある市民団体、企業、自治会、学校等(以下「樹林保全活動グループ」という。)が樹
林地バンクに登録し、市が仲介の役割をすることにより、双方が協議の上協定書を締結する。

2 樹林保全活動グループは、前項の協定書に基づき樹林保全活動を行う。

(登録要件)

第3条 登録の対象となる樹林地は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市内の市街化区域内にある樹林地(市の所有に係るものを除く。)であること。
- (2) 樹林地の所有者等の同意を得られていること。

2 登録の対象となる樹林保全活動グループは、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) この要綱の目的に即した樹林保全活動を行うグループであること。
- (2) 組織として規約等の定めのあること。
- (3) 活動の目的及び内容が非営利であること。
- (4) 5人以上の構成員がいること。

(登録の申請等)

第4条 登録を希望する樹林地の所有者又は樹林保全活動グループは、樹林地(樹林保全活動
グループ)登録申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しな
ければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、必要な調査を行い、登録の可否を決定し、
樹林地(樹林保全活動グループ)登録通知書(様式第2号)又は樹林地(樹林保全活動グル
ープ)不登録通知書(様式第3号)により速やかに申請を行った者に通知するものとする。

(登録の継続及び内容変更)

第5条 登録内容の有効期限は登録日から1年間とする。

2 登録を受けた樹林地(以下「登録樹林地」という。)の所有者及び登録を受けた樹林保全活
動グループ(以下「登録グループ」という。)は、継続して登録を希望するときは、樹林地(樹

林保全活動グループ)登録継続申請書(様式第4号)により当該有効期限の満了の日の1月前までに市長に申請しなければならない。

- 3 登録樹林地の所有者及び登録グループは、申請の内容に変更があったときは、樹林地(樹林保全活動グループ)登録変更申請書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(協定書の締結)

第6条 市長は、この要綱の目的を達成するために必要な範囲内で、登録樹林地及び登録グループの情報を提供するものとする。

- 2 登録樹林地の所有者及び登録グループは、協定書を締結したときは、速やかに市長に当該協定書の写しを提出しなければならない。

(自然生態アドバイザーの派遣等)

第7条 市長は、登録グループに対して、樹林保全活動に関する情報を提供することができる。

- 2 市長は、登録樹林地の所有者及び登録グループが協定書を締結した樹林地に、自然生態アドバイザーを派遣することができる。
- 3 前項の規定による自然生態アドバイザーの派遣を希望するときは、登録樹林地の所有者及び登録グループは、双方協議の上で自然生態アドバイザー派遣申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

(登録の解除)

第8条 登録樹林地の所有者及び登録グループは、登録を解除しようとするときは、登録の解除申出書(様式第7号)により市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録樹林地及び登録グループの登録を抹消することができる。

- (1) 登録の解除申出書の提出があったとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 登録樹林地にあっては、第6条第2項の規定による協定書の写しの提出があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、登録抹消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。